

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年12月26日（平成30年（行情）諮問第655号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第549号）

事件名：特定職員に係る出勤簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定職員の出勤・退勤記録の全て（期間は就任から現在）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 出勤簿（平成27年下半年）

文書2 出勤簿（平成28年）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月2日付け防官文第15750号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

（2）意見書

カラ出張、カラ出勤を監査する上で公開されるべきである。

出欠欄及び年次休暇に関する情報は、職員が忠実に職務に就いているか知る上で公開されるべきである。

地方公共団体においては、当該情報と他の関連情報が開示されたことにより、職員のカラ出張やカラ出勤（出勤の実態がないにも関わらず出勤の扱いとされること。）の実態が明らかになり、その後の是正に繋がった事実がある。

また、公務員の勤務実態そのものは、個人情報とは言えない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成28年9月2日付け防官文第15750号により、一部開示決定（原処分）を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、職員の勤務状況を管理するために作成する文書であり、職員本人の押印によって勤務状況の記録を行うため、紙媒体で保有している。

3 不開示とした部分及び理由について

本件対象文書のうち、出欠欄、集計欄、備考欄及び年次休暇付与日数の欄の一部は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取り消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記3のとおり同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

また、審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書は紙媒体であり電磁的記録は保有していない。

以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年12月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年1月24日 | 審議 |
| ④ 同月30日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年3月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の特定について、改めて諮問庁に対し確認させたところ、本件対象文書は、職員の勤務時間を管理するため作成する記録であり、定時までに出勤した職員が自ら押印を行い、また、勤務時間管理員が当該職員の年次休暇等及びその他必要とする事項を記入しているもので、当初から紙媒体でのみ保有し、電磁的記録は保有していないとのことであった。

(2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には手書きの部分や職員本人の押印が認められ、また、本件対象文書の内容に照らすと、紙媒体の外に電磁的記録を保有すべき業務上の必要性があるとまではいえず、諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定部署の特定職員の平成27年下半年期（7月ないし12月）及び平成28年分（1月ないし7月）の出勤簿であり、それぞれ、①「所属」欄、②「官職」欄、③「氏名」欄、④「出欠欄」（月日ごとの職員が定時までに出勤したことを証する等のための押印欄等）、⑤「集計欄」（「年次休暇」、「病気休暇」、「特別休暇」、「欠勤」及び「その他」ごとの各月の使用日数等についての集計欄）、⑥「年次休暇付与日数」欄、⑦「備考」欄の各項目が設けられていることが認められる。

このうち、処分庁は、上記①欄ないし⑦欄のうち、④欄ないし⑦欄の一部について不開示としている。

(2) 本件対象文書には、特定職員の氏名の記載があることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、不開示部分

の同号ただし書該当性等について、以下、検討する。

(3) 「出欠欄」欄について(④欄)

ア 特定職員の出勤の押印(下記ウに掲げる部分を除く。)及び出張の表示部分

当該部分には、特定職員が当該日に定時出勤して通常の担当職務に従事していたことを示す出勤の押印又は当該日に用務先に出向いて、所要の用務に従事していたことを示す出張の表示が記載されており、当該各情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 休暇等の表示部分(下記ウ及びオに掲げる部分を除く。)

当該部分には、特定職員の私生活の内容に関する情報である休暇の表示及び時間単位休暇の表示が記載されており、当該情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当しないと認められる。

また、本件対象文書においては、特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

ウ 特定職員の出勤の押印と時間単位休暇の表示が重なる部分

当該部分には、特定職員が当該日に定時出勤して通常の担当職務に従事していたことを示す出勤の押印と、当該職員の私生活の内容に関する情報である時間単位休暇の表示が重ねて記載されており、当該情報は、開示すべきである特定職員の押印と上記イと同様に法5条1号により不開示とすべきである時間単位休暇の表示とが重ねて記録されていることから、法6条1項の「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」に当たらず、当該部分を不開示としたことは妥当である。

エ 土曜日、日曜日及び祝日の表示部分(下記オに掲げる部分を除く。)

当該部分には、土曜日、日曜日及び祝日を示す定型的な表示が記載

されており、個人に関する情報に該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

オ 土曜日、日曜日及び祝日の表示と休暇の表示が重なる部分

当該部分には、土曜日、日曜日及び祝日を示す定型的な表示と休暇の表示が重ねて記載されており、当該情報は、開示すべきである土曜日、日曜日及び祝日を示す表示と上記イと同様に法5条1号により不開示とすべきである休暇の表示とが重ねて記録されていることから、法6条1項の「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」ときに当たらず、当該部分を不開示としたことは妥当である。

(4) 「集計」欄、「年次休暇付与日数」欄及び「備考」欄について（⑤欄ないし⑦欄）

当該部分のうち、⑤欄及び⑥欄には、特定職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されており、⑦欄の一部には、特定職員の異動に係る経歴が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当しないと認められる。

また、本件対象文書においては、特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年3か月が経過しているところ、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難いから、「簡易迅速な手続」による処理とはいえない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、

同号に該当し，不開示としたことは妥当であるが，別紙に掲げる部分は，
同号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（開示すべき部分）

「出欠欄」欄に記載された出勤の押印（時間単位休暇の表示と重なる部分を除く。）及び出張の表示部分並びに土曜日，日曜日及び祝日の表示部分（休暇の表示と重なる部分を除く。）